（削る）

（削る）

第十七条の六の二　（略）

（削る）

第三十二条の二　削除

（建設又は介護の事業に係る認定訓練助成事業費補助金に関する暫定措置）

第十七条の六の二　第百二十三条に規定する事業主等が行う建設又は介護の事業に係る認定訓練の実施に必要な経費に関する認定訓練助成事業費補助金の交付については、令和二年度までの間、同条の規定により都道府県が行う助成又は援助に係る額が、同条の厚生労働大臣が定める基準に従つて算定した額（その額が当該経費につき当該年度において要した金額を超えるときは、当該金額とする。）の経費の三分の二に満たない場合には、同条の規定により交付する額に加え、その不足額を交付することができる。

（令和元年台風第十九号に係る認定訓練助成事業費補助金に関する暫定措置）

第十七条の六の三　令和元年台風第十九号に際し災害救助法が適用された市町村の区域内において第百二十三条に規定する事業主等が行う認定訓練の実施に必要な施設又は設備であつて、令和元年台風第十九号により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する経費に関する認定訓練助成事業費補助金の交付に係る同条の規定の令和二年度における適用については、同条中「二分の一」とあるのは「三分の二」と、「三分の一」とあるのは「二分の一」と、同条第二号中「施設又は設備の設置又は整備に要する経費」とあるのは「令和元年台風第十九号により著しい被害を受けた施設又は設備の災害復旧に要する経費」とする。

第十七条の六の四　（略）

（東日本大震災に係る人材開発支援助成金に関する暫定措置）

第十七条の八　福島県に所在する事業所の事業主に対する人材開発支援コース助成金の支給については、令和三年三月三十一日までの間においては、第百二十五条第二項第二号イ⑴中「百分の三十（生産性要件に該当する事業主にあつては、百分の四十五）」とあるのは「三分の一（中小企業事業主にあつては、二分の一）」と、同号イ⑵中「三百八十円（生産性要件に該当する事業主にあつては、四百八十円）」とあるのは「四百円（中小企業事業主にあつては、三分の一（中小企業事業主にあつては、二分の一）」と、同号ハ⑴中「百分の三十（生産性要件に該当する事業主にあつては、百分の四十五）（中小企業事業主にあつては、百分の四十五（生産性要件に該当する事業主にあつては、百分の六十））」とあるのは「三分の一（中小企業事業主にあつては、二分の一）」と、同号ハ⑶中「三百八十円（生産性要件に該当する事業主にあつては、四百八十円）（中小企業事業主にあつては、七百六十円（生産性要件に該当する事業主にあつては、九百六十円））」とあるのは「四百円（中小企業事業主にあつては、八百円）」と、同号ハ⑷中「三百八十円（生産性要件に該当する事業主にあつては、四百八十円）（中小企業事業主にあつては、六百六十五円（生産性要件に該当する事業主にあつては、八百四十円））」とあるのは「六百円（中小企業事業主にあつては、七百円）」と読み替えて適用する。ただし、対象被保険者に特定分野訓練を受けさせた事業主及び中高年雇用型訓練対象者に特定中高年雇用型訓練を受けさせた事業主にあつては、この限りではない。

（法附則第十四条の二第二項の厚生労働省令で定めるもの）

第三十二条の二　法附則第十四条の二第二項の厚生労働省令で定めるものは、附則第十七条の二の四第一項に規定する新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金とする。